

2025 年（令和 7 年）版

福山環境白書

資料編

福 山 市

目 次

第1章 環境基準	
1 大気汚染に係る環境基準	1
2 水質汚濁に係る環境基準	3
3 土壌汚染に係る環境基準	10
4 騒音に係る環境基準	11
第2章 大気	
1 大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数	13
2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数	14
3 立入指導状況	14
4 大気関係の届出状況	15
5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場数及び施設数	16
第3章 水質	
1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	17
2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場数	18
3 立入調査実施状況（水質汚濁防止法関係）	19
4 立入調査実施状況（広島県生活環境の保全等に関する条例関係）	19
5 水質関係の届出状況	20
6 立入指導状況	20
7 特定施設別検査項目別指導状況	20
第4章 騒音・振動・悪臭	
1 環境騒音測定結果総括表	21
2 鉄道騒音・振動測定結果	22
3 鉄道騒音・振動及び道路交通騒音・振動測定位置図	23
4 道路交通騒音・振動測定結果	23
5 騒音規制法に基づく届出数	27
6 騒音規制法に基づく特定工場・事業場数	27
7 振動規制法に基づく届出数	27
8 振動規制法に基づく特定工場・事業場数	28
9 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（騒音関係）	28
10 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場・事業場数	28
11 特定建設作業実施届出状況	29
12 悪臭関係特定事業場立入等実施状況	29
第5章 化管法に基づく業種別届出事業場数	30
第6章 特定工場における公害防止管理者等の選任状況	31

第1章 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>					

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

環境庁（現環境省）の通達では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素、微小粒子状物質については長期的評価、オキシダントについては短期的評価が定められている。

(1) 短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

（年間の測定時間が6,000時間未満のものについては、長期評価はしない。）

イ 二酸化窒素の場合

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

（年間の測定時間が6,000時間未満のものについては、長期評価はしない。）

ウ 微小粒子状物質の場合

1年平均値を長期基準（1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比較し、さらに、1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として、これを短期基準（1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比較する。長期基準に関する評価と短期基準に関する評価の両方を満足した測定局について、環境基準が達成されたと判断する。

黄砂等の特異的現象が発生した期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

（欠測が1日〔24時間〕のうち4時間を越える場合における1日平均値、有効測定日数が250日に満たないものについては、評価の対象としない。）

（有害大気汚染物質〔ベンゼン等〕に係る環境基準）

物 質	ベ ン ゼ ン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として次のように設定された。

	環 境 基 準
大 気	$0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下（年平均値）
水 質	$1 \text{ pg-TEQ}/\text{L}$ 以下（年平均値）
底 質	$150 \text{ pg-TEQ}/\text{g}$ 以下
土 壌	$1000 \text{ pg-TEQ}/\text{g}$ 以下

（注）ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を合わせてダイオキシン類という。

pg : 10^{-12}g （1兆分の1g）

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号）（2025年3月31日時点）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格 K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。)
砒素	0.01mg/L以下	1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。2 規格 K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格 K0170-77のa)又はb)に定める操作を行うこと。
総水銀	0.0005mg/L以下	規格 K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格 K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格 K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法

ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジチオン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (昭和46年12月環境庁告示第59号) (2025年3月31日時点)

ア 河川

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格K0102-12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-18に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))とする。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4及び12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に 定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

イ 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	検出 されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出 されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格K0102-1 12に定める方法 又はガラス 電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める 方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養 殖の利水点に おける測定方 法はアルカリ 性法)	規格K0102- 121.2、21.3、 21.4及び21.5 に定める方法 又は隔膜電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度)度の 計測結果の得 られる方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。) に定める方法(た だし、試料採取 後直ちに試験 ができないとき は、0～5℃(凍 結させない)の 暗所に保存し、 9時間以内に 試験することが 望ましく、12 時間以内に試 験する。)	規格K0102-1 22.5に 定める方法
備考 1 アルカリ性法とは次のものをいう。試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(02\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL) fNa ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(ColonyFormingUnit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
// 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測 定 方 法		規格K0102-2 17.4又は17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測 定 方 法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
測 定 方 法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月環境庁告示第10号) (2025年3月31日時点)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-77のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-66図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3 土壌汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号）（2025年3月31日時点）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、付表 2 に掲げる方法）
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L 以下であり、かつ農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる資料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行なうものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

4 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境に係る環境基準（1999年〔平成11年〕4月1日から施行）

ア 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、市の区域内の地域については、市長が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- ※ 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 デシベル以下、夜間にあつては40 デシベル以下）によることができる。	

イ 騒音の環境基準評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(2) 自動車騒音の限度値（2000年〔平成12年〕4月1日から施行）

区 域 の 区 分	限 度 値	
	昼 間	夜 間
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- ※ 1. a 区域は専ら住居の用に供される区域、b 区域は主として住居の用に供される区域
c 区域は相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域
2. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 地域の類型及び区分等

地 域 の 類 型	地 域 の 区 分	地 域 の 範 囲
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌動中心線（トンネルの部分〔両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150m以内の部分を除く。〕を除く。）から左右両側それぞれ300m（橋梁構造に係る部分については、400m）以内の地域
	II	

第2章 大 気

1 大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数

(1) ばい煙発生施設

2025年(令和7年)3月31日現在

施設番号	1	2	3	4		5	6	7	9	11	12	13	28	29	30	合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	ボイラー	ガス発生炉	焼結炉	溶鋳炉	転炉	金属熔解炉	金属加熱炉	加熱炉	焼成炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関		
施設数	315 (7)	2	5	8	8	5	62	3	13	30	17	18	10	4 (18)	29 (113)	529 (138)	176 (88)

(括弧内は、電気事業法・ガス事業法により外数)

(2) 粉じん発生施設

2025年(令和7年)3月31日現在

施設番号	1	2		3		4		5	合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	コークス炉	鉱物の堆積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	バケットコンベア	破碎機	摩砕機	ふるい		
施設数	10	69	48	333	1	52	3	119	635	40

(3) 揮発性有機化合物排出施設

2025年(令和7年)3月31日現在

施設番号	3	5	合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	施設 供する乾燥 塗装の用に	施設 供する乾燥 接着の用に		
施設数	4	3	7	3

(4) 特定粉じん排出等作業実施届出

2025年(令和7年)3月31日現在

番号	1	2	5	6	合 計
作業の種類	解体作業	業 除去する作 火被覆材を 温材又は耐 断熱材、保 を含有する うち、石綿 解体作業の な作業 著しく困難 事前除去が 建築材料の うち、特定 解体作業の		作業 改造・補修	
建築物	10	3	0	4	17
工作物	2	9	0	4	15

2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数

(1) ばい煙関係特定施設

2025年(令和7年)3月31日現在

施設番号	2	3	7	8	11			12		13		14	17		合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	溶解炉	金属加熱炉	直火炉	乾燥炉	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	加工施設	熱処理施設	乾燥施設		
施設数	3	2	3	3	1	60	30	92	125	1	81	1	22	22	446	39

(2) 粉じん関係特定施設

2025年(令和7年)3月31日現在

施設番号	1	3		4						5			6		7	合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャープラント	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型加工施設	堆積場		
施設数	8	25	30	4	51	14	21	8	3	37	88	1	44	8	8	350	62

3 立入指導状況

2025年(令和7年)3月31日現在

	立入延べ工場・事業場数	延べ施設数	行政指導・処分件数
大気汚染防止法	61	49	16
広島県生活環境の保全等に関する条例	8	8	0
電気・ガス事業法	0	0	0

4 大気関係の届出状況

(1) 大気汚染防止法

2025年（令和7年）3月31日現在

	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	承継届	廃止届
ばい煙発生施設	7	5	0	16	0	6
粉じん発生施設	8	8	0			3
揮発性有機化合物排出施設	0	0	0			0
水銀排出施設	0	0	0			0
計	15	13	0	16	0	9

(2) 広島県生活環境の保全等に関する条例

2025年（令和7年）3月31日現在

	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	承継届	廃止届
ばい煙関係 特定施設	1	0	0	4	0	1
粉じん関係 特定施設	0	2	0			4
計	1	2	0	4	0	5

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場数及び施設数

2025年（令和7年）3月31日現在

施設番号	大気基準適用施設				水質基準対象施設				
	1	5	合 計	特定事業場数	4		6	合 計	特定事業場数
特定施設の 種類	焼結炉	廃棄物焼却炉			廃ガス洗浄施設	灰の貯留施設	下水道終末処理施設		
施設数	4	40	44	33	8	4	1	13	9

第3章 水質

1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

2024年度（令和6年度）

号番号 区分	最大排水量区分 (m ³ /日) 業 種 名	500以上	500未満 }	50未満 }	30未満	計
			50以上	30以上		
1-2	畜産農業又はサービス業		1	1	13	15
2	畜産食料品製造業				7	7
3	水産食料品製造業		1	6	25	32
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			2	5	7
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業				12	12
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業				1	1
9	米菓子製造業又はこうじ製造業				2	2
10	飲料製造業				7	7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業				2	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造業				1	1
16	めん類製造業				8	8
17	豆腐、又は煮豆の製造業				7	7
18-2	冷凍調理食品製造業		1		3	4
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	2	5	3	12	22
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設				6	6
22	木材薬品処理業				2	2
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業				13	13
27	無機化学工業製品製造業				1	1
32	有機顔料又は合成染料の製造業	1				1
33	合成樹脂製造業				3	3
41	香料製造業				1	1
46	有機化学製品製造業				1	1
47	医薬品製造業				1	1
51-2	工業用ゴム製品製造業		3			3
53	ガラス又はガラス製品の製造業				2	2
54	セメント製品製造業				5	5
55	生コンクリート製造業			1	15	16
59	砕石業				2	2
61	鉄鋼業	1			2	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1	9	10
64-2	水道施設	1	1	1	1	4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1	1	26	29

66	電 気 メ ッ キ 施 設			1	17	18
66-3	旅 館 業		7	12	64	83
66-4	学校給食共同調理場				2	2
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業		1	3	7	11
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設		3		1	4
67	洗 た く 業			1	66	67
68	写 真 現 像 所				14	14
68-2	病 院		1		2	3
69	と畜場又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設				1	1
69-2	地 方 卸 売 市 場				1	1
70-2	自動車分解整備事業				10	10
71	自動式車両洗浄施設		1	3	149	153
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	1			18	19
71-3	一般廃棄物処理施設				6	6
71-4	産業廃棄物処理施設	1			3	4
71-5	トリクロエチレン又はテトラクロエチレンによる洗浄施設				3	3
72	し 尿 処 理 施 設	4	20	4		28
72-2	し尿浄化槽 (201人～500人槽)	3	25	33	17	78
73	下水道終末処理施設	2				2
74	特定事業場から排出される水の処理施設				1	1
	計	17	71	73	577	738
	有害物質貯蔵指定施設を有する事業場	2			10	12
	下水道合流区域内の有害物質使用特定事業場				7	7

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法の対象特定事業場数も同表に含まれる。

2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場数

2024年度（令和6年度）

号番号 区 分	業 種 名	最大排水量区分 (m ³ /日)				計
		500以上	500未満 50以上	50未満 30以上	30未満	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設		1		71	72
2	養豚業の用に供する施設		1	1		2
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	5	8	2	28	43
4	流水式塗装施設				3	3
	計	5	10	3	102	120

※ 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の対象特定事業場数も同表に含まれる。

5 水質関係の届出状況

2024年度（令和6年度）

種類 区分	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	廃止届	承継届	汚染状 態等変 更届	汚濁負 荷量測 定手法 届	合 計
瀬戸内海環境 保全特別措置法	※1	※2	-	2	2	-	-	-	7
水質汚濁防止法	13	9	-	22	15	1	-	2	62
広島県生活環境の 保全等に関する条例	-	-	-	7	-	-	-	-	7
合 計	14	11	-	31	17	1	-	2	76

※ 許可申請書

6 立入指導状況

2024年度（令和6年度）

排水検査状況						行政指導等事業場数						
立入事業場数			延立入事業場数			口頭注意	注意指導	改善勧告	改善命令	一時停止命令	告 発	合 計
法	条 例	合 計	法	条 例	合 計							
48	1	49	65	1	66	0	4	2	0	0	0	6

7 特定施設別検査項目別指導状況

2024年度（令和6年度）

特定施設名	項 目							合 計
	pH	BOD	COD	SS	全窒素	全燐		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業				2				2
旅館業						1		1
共同調理場			1					1
し尿処理施設						1		1
し尿浄化槽（201人～500人槽）						1		1
合 計	0	0	1	2	0	3		6

※ 数字は延指導項目数

第4章 騒音・振動・悪臭

1 環境騒音測定結果総括表

2024年度（令和6年度） 単位：dB

地点 番号	調査場所	用途地域	地域 類型	測定結果		支配的 音源	昼夜	適合 状況
				Leq	L50			
A009	藤江町坂之東	市街化調整区域	B	40	38	5	昼	適
A013	藤江町八反	市街化調整区域	B	43	42	10	昼	適
A016	沼隈町能登原(立河内)	都市計画区域外	B	40	39	5	昼	適
A018	沼隈町草深(立割)	第一種住居	B	52	51	10	昼	適
A022	沼隈町常石(根引)	第一種中高層住専	A	60	58	3	昼	不適
F004	芦田町柞磨(下柞磨)	市街化調整区域	B	43	42	1	昼	適
F005	芦田町柞磨(中郡)	市街化調整区域	B	54	53	1	昼	適
G007	久松台2丁目	第一種中高層住専	A	37	35	1	昼	適
G011	向陽町2丁目	第一種中高層住専	A	37	33	5	昼	適
G015	郷分町境	市街化調整区域	B	57	57	1	昼	不適
G022	千田町藪路三軒家	第一種住居	B	38	37	5	昼	適
G024	芦田町向陽台	市街化調整区域	B	37	33	5	昼	適
G029	駅家町下山守七社	市街化調整区域	B	49	48	1	昼	適
G039	駅家町向永谷吹上	市街化調整区域	B	45	45	5	昼	適
G041	駅家町今岡西谷	市街化調整区域	B	42	42	5	昼	適
G049	駅家町下山守尾部	第一種住居	B	42	41	5	昼	適
G053	御幸町森脇	第一種住居	B	42	42	5	昼	適
G060	駅家町近田	第一種住居	B	45	44	1	昼	適
G062	駅家町江良	第一種住居	B	38	36	1	昼	適
G063	駅家町上山守	市街化調整区域	C	50	47	1	昼	適
G066	駅家町上山守	市街化調整区域	C	41	40	5	昼	適
G070	御幸町森脇	第二種住居	B	54	49	1	昼	適
G076	駅家町弥生ヶ丘	第一種低層住専	A	41	37	5	昼	適
G082	駅家町万能倉	第一種住居	B	44	42	5	昼	適
G083	駅家町万能倉	第一種住居	B	44	43	1	昼	適
G092	駅家町新山	市街化調整区域	B	42	38	5	昼	適
G100	駅家町万能倉東谷	市街化調整区域	B	41	40	5	昼	適
G104	加茂町八軒屋	市街化調整区域	B	45	43	5	昼	適
G109	駅家町法成寺掛迫	市街化調整区域	B	40	39	5	昼	適
G115	加茂町上加茂片側	市街化調整区域	C	43	42	5	昼	適
G117	駅家町服部永谷	都市計画区域外	B	41	40	5	昼	適
G132	加茂町中野	第二種低層住専	A	35	33	5	昼	適
G137	芦田町上有地上三斗木	市街化調整区域	B	35	33	5	昼	適
G146	芦田町上有地	市街化調整区域	B	43	39	5	昼	適
G155	芦田町福田上福田地	市街化調整区域	B	35	33	5	昼	適
G160	芦田町下有地久田谷	市街化調整区域	B	33	29	5	昼	適
G163	芦田町福田下割石	市街化調整区域	B	36	34	5	昼	適
D115	瀬戸町地頭分(小立団地)	第一種中高層住専	A	39	35	5	昼	適
D115	瀬戸町地頭分(小立団地)	第一種中高層住専	A	42	40	1	夜	適

2024年度（令和6年度） 単位：dB

地点 番号	調査場所	用途地域	地域 類型	測定結果		支配的 音源	昼夜	適合 状況
				Leq	L50			
E055	曙町5丁目	第一種住居	B	43	43	1	昼	適
E055	曙町5丁目	第一種住居	B	38	38	1	夜	適
E103	引野町5丁目	近隣商業	C	52	52	1	昼	適
E103	引野町5丁目	近隣商業	C	47	46	3	夜	適
G035	御幸町中津原	第一種住居	B	48	46	1	昼	適
G035	御幸町中津原	第一種住居	B	40	37	1	夜	適
H032	日吉台2丁目	第一種住居	B	47	46	1	昼	適
H032	日吉台2丁目	第一種住居	B	44	44	1	夜	適
J001	大門町津之下1703付近	市街化調整区域	B	47	47	3	昼	適
J001	大門町津之下1703付近	市街化調整区域	B	44	44	3	夜	適
J002	引野町661付近	準工業	C	51	49	1	昼	適
J002	引野町661付近	準工業	C	46	44	1	夜	適
J003	引野町4939付近	市街化調整区域	B	47	46	1	昼	適
J003	引野町4939付近	市街化調整区域	B	45	41	1	夜	適

※ 支配的音源の区別

種 類	発 生 源 の 概 要
1. 自動車音	自動車に起因するすべての騒音
2. 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の騒音 (人の話し声、自転車音、子供の遊び声等)
3. 工場・事業場音	工場、事業場に起因するすべての騒音(商店、駐車場、 官公庁、運輸施設、飲食店から発生する騒音等も含む)
4. 家庭音	家庭内の生活活動に起因するすべての騒音 (話し声、ペットの鳴き声、音響機器音等)
5. 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風の音等
6. 一般音	特定できるが、上記の分類に入らないすべての音
7. 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音
特 殊 音	(8. 航空機 9. 鉄道 10. 建設作業 11. 船舶)

2 鉄道騒音・振動測定結果

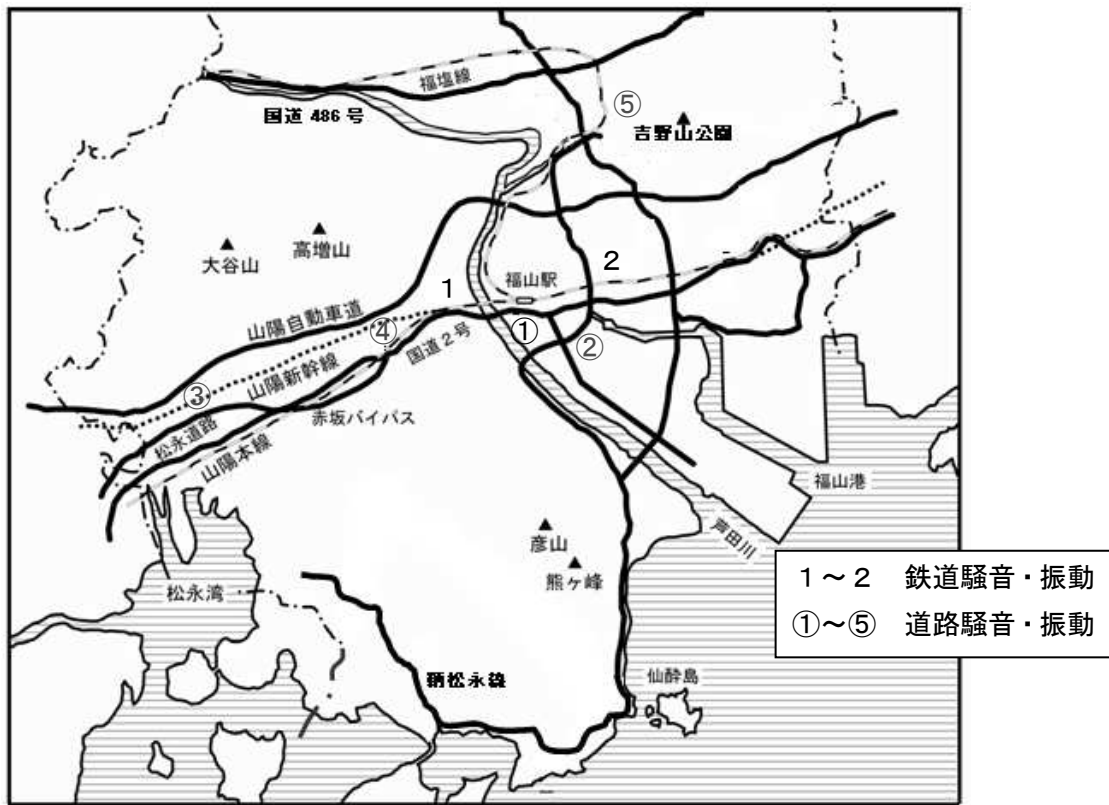
(山陽新幹線)

2024年度(令和6年度) 単位：dB

地図 No.	測定場所	地域 類型	路線 構造	騒音レベル		振動レベル		列車速度 (km/h)	測 定 月 日
				25m	50m	25m	50m		
1	山手町	I	高架	75	74	51	50	244	11.5
2	東深津町	II	高架	71	68	51	48	220	10.24

- ※ 1 : 着色したセルは新幹線騒音に係る環境基準を超えているものを示す。
 2 : 騒音レベル、振動レベルに記載の距離は軌道中心から測定位置までの距離を示す
 3 : 上位半数での騒音レベルはパワー平均、振動レベルは算術平均した。
 4 : 列車速度は騒音レベルを算出した際のもの示す。

3 鉄道騒音・振動及び道路交通騒音・振動測定位置図



4 道路交通騒音・振動測定結果

総括表

2024年度（令和6年度） 単位：dB

番号	道路名 測定場所	測定月日	騒音レベル・ L_{Aeq}		振動レベル L_{10}		地域の類型 用途地域 区域の区分（振動）
			昼(6:00~22:00)	夜(22:00~6:00)	昼	夜	
①	国道2号 東桜町	12.9~12.10	63 (56)	60 (53)	47	45	C-6車線 商業 第2種区域
②	市道 千田一文字幹線 緑町	12.2~12.3	64 (51)	57 (43)	-	-	C-4車線 近隣商業 第2種区域
③	国道2号 今津町	11.25~11.26	67 (50)	62 (50)	-	-	B-2車線 準住居 第1種区域
④	県道54号 福山尾道線 赤坂町	12.2~12.3	67 (53)	62 (51)	41	32	C-2車線 準工業 第2種区域
⑤	国道313号 神辺町	11.18~11.19	68 (50)	63 (42)	-	-	C-2車線 近隣商業 第2種区域

※1 () は、背後地における測定値

※2 着色したセルは、環境基準値を超えたもの

(2) 自動車騒音面的評価結果

全体の評価結果

(単位 戸数：戸、割合：%)

項目	住居等 戸数 (割合)	昼夜とも 基準値以下 (割合)	昼のみ 基準値以下 (割合)	夜のみ 基準値以下 (割合)	昼夜とも 基準値超過 (割合)
	①+②+③+④	①	②	③	④
全戸数	13, 829 (100)	13, 493 (97.6)	137 (1.0)	24 (0.2)	175 (1.3)
近接空間戸数	5, 331 (100)	5, 074 (95.2)	97 (1.8)	13 (0.2)	147 (2.8)
非近接空間戸数	8, 498 (100)	8, 419 (99.1)	40 (0.5)	11 (0.1)	28 (0.3)

・「近接空間」とは、幹線交通を担う道路に近接する空間であり、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

・「非近接空間」とは、50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所をいう。

路線別の評価結果

番号	路線名	交通 センサス 番号 (2021年度)	評価区間			全 戸 数	環境基準達成戸数 基準達成率 (%)		
			起点	終点	区間延長 (km)		昼夜 とも	昼間 のみ	夜間 のみ
1	一般国道 2号	10010	大門町 野々浜	引野町	2.7	191	136 (71.2)	19 (9.9)	0 (0.0)
2	一般国道 2号	10020	引野町	明神町	2.6	305	271 (88.9)	28 (9.2)	0 (0.0)
3	一般国道 2号	10030	明神町	入船町	2.3	357	357 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
4	一般国道 2号	10040	入船町	東桜町	1.3	492	492 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
5	一般国道 2号	10050	東桜町	佐波町	1.7	466	439 (94.2)	22 (4.7)	0 (0.0)
6	一般国道 2号	10060	佐波町	瀬戸町 山北	2.9	146	122 (83.6)	8 (5.5)	0 (0.0)
7	一般国道 2号	10070	瀬戸町 山北	神村町	2.1	68	68 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
8	一般国道 2号	10430	神村町	今津町	2.1	510	509 (99.8)	1 (0.2)	0 (0.0)

番号	路線名	交通 センサス 番号 (2021年度)	評価区間			全 戸 数	環境基準達成戸数 基準達成率 (%)		
			起点	終点	区間延長 (km)		昼夜 とも	昼間 のみ	夜間 のみ
9	一般国道 2号	10440	今津町	高西町	1.2	343	343 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
10	一般国道 182号	10900	神辺町	蔵王町	5.4	324	293 (90.4)	22 (6.8)	0 (0.0)
11	一般国道 182号	10910	蔵王町	明神町	2.3	205	184 (89.8)	17 (8.3)	0 (0.0)
12	一般国道 313号	11470	入船町	奈良津町	1.5	598	591 (98.8)	7 (1.2)	0 (0.0)
13	一般国道 313号	11480	奈良津町	神辺町 川南	4.3	672	581 (86.5)	7 (1.0)	0 (0.0)
14	一般国道 313号	11490	神辺町 川南	神辺町	3.9	505	505 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
15	一般国道 486号	12410	神辺町	神辺町	3.2	306	301 (98.4)	5 (1.6)	0 (0.0)
16	一般国道 486号	12420	神辺町	駅家町 近田	4.3	460	460 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
17	一般国道 486号	12430	駅家町 近田	新市町 新市	4.5	457	457 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
18	福山靱線	40260	入船町	水呑町	3.6	729	729 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
19	福山靱線	40270	水呑町	水呑町	3.3	545	545 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
20	靱松永線	41240	靱町 後地	沼隈町 下山南	7.7	446	446 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
21	靱松永線	41250	沼隈町 下山南	藤江町	3.6	51	51 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
22	福山尾道線	41480	瀬戸町 山北	神村町	3.4	282	281 (99.6)	1 (0.4)	0 (0.0)
23	神辺大門線	42110	坪生町	引野町	4.2	650	650 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
24	福山港線	61070	引野町	明神町	2.0	275	264 (96.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
25	坪生福山線	62740	春日町	南蔵王町	1.5	378	378 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)

番号	路線名	交通 センサス 番号 (2021年度)	評価区間			全 戸 数	環境基準達成戸数 基準達成率 (%)		
			起点	終点	区間延長 (km)		昼夜 とも	昼間 のみ	夜間 のみ
26	加茂福山線	62900	加茂町 下加茂	御幸町 上岩成	2.2	273	260 (95.2)	0 (0.0)	11 (4.0)
27	加茂福山線	62910	御幸町 上岩成	横尾町	3.4	451	436 (96.7)	0 (0.0)	13 (2.9)
28	千田一文字 幹線	207001	御船町	一文字町	4.6	968	968 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
29	福山駅箕沖 幹線	207002	三之丸町	箕沖町	6.9	1355	1355 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
30	福山駅南手 城幹線	207003	御船町	東手城町	2.9	1021	1021 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)

5 騒音規制法に基づく届出数

2024年度(令和6年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
3	0	4	25	3	0	35

6 騒音規制法に基づく特定工場・事業場数

2025年(令和7年)3月31日現在

番号	用途地域 施設の種類の	第1種 区域	第2種区域					第3種区域				第4種 区域		計	
		1種 低層	1種 中高層	1種 住居	2種 住居	準住居	調整	都市 計外	近隣 商業	商業	準工業	調整等	工業		工業 専用
1	金属加工機械		1	28	1	1	32		10		82	8	75	30	268
2	空気圧縮機等	4	7	26	7	3	38	4	21	32	132	12	84	52	422
3	破碎機等			1			15	4			3		4	3	30
4	織機			12				9	2		1	1	2		27
5	建設用資材製造機械						5				2	2	4	2	15
6	穀物用製粉機												1		1
7	木材加工機械	1		30	7	1	31	1	6	2	36	3	37	1	156
8	抄紙機														0
9	印刷機械			7	3		3	1	3	1	15	1	7	3	44
10	合成樹脂用射出成型機	1		2	1		1	1			1	2	4	1	14
11	鋳造型機			3							1		2		6
計		6	8	109	19	5	125	20	42	35	273	29	220	92	983

7 振動規制法に基づく届出数

2024年度(令和6年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
2	0	5	11	2	0	20

8 振動規制法に基づく特定工場・事業場数

2025年(令和7年)3月31日現在

区域の区分		第 1 種 区 域							第 2 種 区 域					計
番 号	用途地域 施設の種類の	1種 低層	1種 中高層	1種 住居	2種 住居	準住居	調整	都市 計外	近隣 商業	商業	準工業	調整	工業	
1	金属加工機械	2	1	26	1	1	33	3	13		92	6	80	258
2	圧縮機	1	2	20	2	4	35	3	12	2	117	9	80	287
3	破碎機等			1			16	1			3	1	3	25
4	織 機			3	1		3						2	9
5	コンクリートブロッ クマシン等			1			3							4
6	木材加工機械						1	1			2	1	12	17
7	印刷機械			2	2		1	1			12	1	6	25
8	ゴム練用又は合成樹 脂練用ロール機	1									1		4	6
9	合成樹脂用射出成型 機	1		3	1		1	1				2	2	11
10	鋳造型機			3						1	2		2	8
計		5	3	59	7	5	93	10	25	3	229	20	191	650

9 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（騒音関係）

2024年度(令和6年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
1	0	1	17	1	0	20

10 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場・事業場数

(1) 騒音関係

2025年(令和7年)3月31日現在

区域の区分		第1種 区 域	第 2 種 区 域							第 3 種 区 域				第4種 区 域	計
番 号	用途地域 施設の種類の	1種 低層	1種 中高層	1種 住居	2種 住居	準住居	調整	都市 計外	近隣 商業	商業	準工業	調整等	工業	工業 専用	
1	金属加工機械	4	2	48	9	4	61	7	9		117	14	82	37	394
2	空気圧縮機等	2	4	14	5	1	15	1	12	19	57	4	30	22	186
3	コンクリートブロッ クマシン			1			2								3
4	木材加工機械	2	4	39	12	2	47	11	14	2	48	3	27	2	213
5	ダイカストマシン			1											1
6	オシレートコンベア									1			1	1	3
7	電動発電機				1					5	2			1	9
計		8	10	103	27	7	125	19	35	27	224	21	140	63	809

(2) 悪臭関係

2024年度（令和6年度）

施設 の 名 称	事業場数
1 動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ. 原料置場 ロ. 蒸解施設 ハ. 乾燥施設	1
2 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ. 飼養施設 ロ. 収容施設 ハ. 飼料調理施設 ニ. 鶏ふん乾燥施設	14
合 計	15

1 1 特定建設作業実施届出状況

2024年度（令和6年度）

届出の種類 作業の種類	騒音規制法		振動規制法	
	騒音規制法	振動規制法	騒音規制法	振動規制法
くい打ち機等を使用する作業	40	26		
びょう打ち機を使用する作業	0			
さく岩機等を使用する作業	139	95		
空気圧縮機を使用する作業	11			
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0			
バックホウを使用する作業	12			
トラクターショベルを使用する作業	0			
ブルドーザーを使用する作業	2			
鋼球を使用して破壊する作業			0	
舗装版破砕機を使用する作業			0	
合 計	204	121		

1 2 悪臭関係特定事業場立入等実施状況

2024年度（令和6年度）

立 入 回 数	18
臭 気 指 数 測 定 件 数	3
改 善 勧 告 件 数	3

第5章 化管法に基づく業種別届出事業場数

2023年度（令和5年度）（単位：事業所）

業 種	届 出 数
金属鉱業	-
原油・天然ガス鉱業	-
製造業	53
食料品製造業	-
飲料・たばこ・飼料製造業	-
繊維工業	3
衣服・その他の繊維製品製造業	-
木材・木製品製造業	5
家具・装備品製造業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	-
出版・印刷・同関連産業	-
化学工業	4
石油製品・石炭製品製造業	3
プラスチック製品製造業	2
ゴム製品製造業	5
なめし革・同製品・毛皮製造業	-
窯業・土石製品製造業	2
鉄鋼業	4
非鉄金属製造業	1
金属製品製造業	7
一般機械器具製造業	8
電気機械器具製造業	6
輸送用機械器具製造業	-
船舶製造・修理業，船用機関製造業	1
精密機械器具製造業	-
武器製造業	-
その他の製造業	1
電気業	1
ガス業	-
熱供給業	-
下水道業	2
鉄道業	-
倉庫業	1
石油卸売業	-
鉄スクラップ卸売業	-
自動車卸売業	-
燃料小売業	67
洗濯業	1
写真業	-
自動車整備業	-
機械修理業	1
商品検査業	1
計量証明業	1
一般廃棄物処理業	6
産業廃棄物処分業	2
高等教育機関	-
自然科学研究所	-
医療業	1
合計	137

第6章 特定工場における公害防止管理者等の選任状況

2025年（令和7年）3月31日現在

業 種 番 号	業 種	特 定 工 場	公 害 防 止 統 括 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	公 害 防 止 管 理 者										
					大 気 関 係				水 質 関 係				騒 音 振 動 関 係	粉 じ ん 関 係	ダ イ オ キ シ ン 類 関 係
					第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種			
9	食 料 品 製 造 業	1	1				1								
10	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	1					1								
11	織 維 工 業	3	3				2				1				
13	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	1				1								
16	化 学 工 業	1	1				1	1							
17	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	2	2			1	1						1		
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	1	1				1								
19	ゴ ム 製 品 製 造 業	1	1						1						
21	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	15	7			1	1		1					14	
22	鉄 鋼 業	7	4	1		3		1				5	1	1	
23	非 鉄 金 属 製 造 業	1	1				1		1						
24	金 属 製 品 製 造 業	26	7				1		8			18			
25	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	5	2									5			
26	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	3	1				1					2			
27	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	1										1			
28	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	4	3				1	1	2			1			
29	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2						1			2			
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5	3						2			3			
33	電 気 業	1	1			1									
34	ガ ス 業	1	1			1									
合 計		82	42	1	0	0	7	13	3	16	0	1	37	16	1

公害防止統括者

特定工場において、その事業を実施する者（工場長）を公害防止統括者として選任しなければならない。
ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である場合には、この限りではない。

公害防止主任管理者

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が併置されており、排出ガス量が1時間当たり40,000m³以上、かつ排水量が1日当たり10,000m³以上の工場において公害防止主任管理者を選任しなければならない。